（成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室並びに首都圏空港調整官）

第百二十三条　（略）

（近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官）

第百二十三条の二　近畿圏・中部圏空港課に、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官それぞれ一人を置く。

2　近畿圏空港企画調整官は、命を受けて、近畿圏内の空港等の設置及び管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　中部圏空港企画調整官は、命を受けて、中部圏内の空港等の設置及び管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（アイヌ政策調整官及び開発専門官）

第百三十二条　北海道局に、アイヌ政策調整官一人及び開発専門官二十四人を置く。

2　アイヌ政策調整官は、命を受けて、北海道局の所掌事務に関するアイヌ施策（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第二条第二項に規定するアイヌ施策をいう。次条第二項において同じ。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に当たる。

3　（略）

（アイヌ政策室並びに調査官及び企画官）

第百三十三条　総務課に、アイヌ政策室並びに調査官及び企画官それぞれ一人を置く。

2　アイヌ政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　北海道総合開発計画の企画及び立案に必要な調査に関する事務のうち、アイヌ施策に係るものに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　北海道総合開発計画の推進に関する事務のうち、アイヌ施策に係るものに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　北海道総合開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事務のうち、アイヌ施策に係るものに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発に関すること。

3　アイヌ政策室に、室長を置く。

4・5　（略）

（削る）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百九十二人以内を置く。

2　（略）

5　空港周辺地域活性化推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関する企画及び立案に関すること。

二　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する対策に関する事業の事業計画及び実施に関する事務で特定事項に関すること。

（成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室並びに首都圏空港調整官）

第百二十三条の二　（略）

（新設）

（開発専門官）

第百三十二条　北海道局に、開発専門官二十四人を置く。

（新設）

2　（略）

（アイヌ施策室並びに調査官、企画官及び象徴空間施設企画官）

第百三十三条　総務課に、アイヌ施策室並びに調査官、企画官及び象徴空間施設企画官それぞれ一人を置く。

2　アイヌ施策室は、アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発に関する事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

（新設）

3　アイヌ施策室に、室長を置く。

4・5　（略）

6　象徴空間施設企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうちアイヌ文化の発展等を象徴する空間となる施設の設置及び管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百八十六人以内を置く。

2　（略）